

平成 28 年 7 月 19 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川 萬里子 殿

電話 [REDACTED]  
FAX [REDACTED]  
株式会社ビーボ  
代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

### 回 答 書

貴法人による平成 28 年 6 月 30 日付け「ご連絡」と題する書面に対して、以下のとおり、回答いたします。

ご指摘を踏まえて、利用規約第 7 条のうち、最低継続回数未満の解約権を一律に制限している部分及び解約に際して解約理由の告知を必須条件としている部分を修正いたしました。

具体的には、やむを得ない場合には最低継続回数未満の解約を受け付けることとし、その場合、定期便での提供価格と単品での提供価格の差額を請求することを、利用規約に明記いたしました。また、解約に際して解約理由の告知を必須条件としている部分は、削除いたしました。

ご利用ガイドの「定期便の解約について」の項目も、同様に修正しております。

修正後の利用規約及びご利用ガイドについては、添付資料 1 及び 2 をご確認ください。

以 上